



悪質商法から高齢者を守る！



悪質なソーラーシステムの 訪問販売にご注意を



事例

「太陽光発電システムのモニターをしないか」と業者が訪問してきた。「モニターは特別値引きがある。この地域は5件の募集であと2件しかない」「余った電気は電力会社に売れるので、確実に儲かる」と言われ契約してしまった。しかし、翌日の新聞の広告を見たら普通にもっと安い価格で販売しており、だまされていたことがわかったので解約したい。



アドバイス

- ◇ ソーラーシステムの相談が、全国的に増加しています。
- ◇ 事例は、モニターになることで金額やサービスがお得だと強調して勧誘する『モニター商法』です。さらに「残り2件」と契約を急がせ、冷静な判断をさせないようにしています。
- ◇ 契約にあたっては複数の業者から見積もりを取り、サービス等も含め納得できる業者と契約するようにしましょう。
- ◇ 発電量は機種や日照時間などによって変動し、必ずしも余剰電力が発生するとは限りません。また、電力会社の買い取り額も保証されているわけではありません。
契約する前に、自分で情報収集することも大切です。
- ◇ 訪問販売で契約した場合、8日以内であればクーリング・オフが可能です。

被害にあわないために！

- 契約を急がせる業者は要注意
- 必要がなければ、きっぱりと断る
- 困ったら消費生活センターに相談を！



わからぬことは、センターに聞いてね。



名古屋市消費生活センター

名古屋市中区栄一丁目23番13号 伏見ライフプラザ11階

平日 TEL 052-222-9671

土・日 TEL 052-222-9690

* 祝日年末年始を除く

相談受付時間 午前9時から午後4時15分

(土・日は電話相談のみ)